

旭川市障害者就業機会提供団体認定事務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「施行規則」という。）第12条の2の12第1項の規定に基づき、市が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所に準ずる者（以下「旭川市障害者就業機会提供団体」という。）の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 旭川市障害者就業機会提供団体は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 旭川市内に事業所を置き、旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、市税を滞納していないこと。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令（昭和25年政令第22号）（以下「調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社。
 - イ 調達推進法施行令第1条第2号に規定する要件全てに該当すること。
 - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「雇用促進法」という。）第27条第1項の規定により北海道知事から指定を受けた障害者就業・生活支援センター。
 - エ 雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体。
 - オ 次の要件全てに該当すること。
 - (ア) 定款、会則等に、法第4条第1項に規定する障害者についての福祉増進に資する内容を明記していること。
 - (イ) 障害者の就労機会の確保、自立の促進等を目的とした活動又は事業を実践していること。
 - (ウ) 団体に属する者のうち、雇用促進法第2条第2号に規定する「身体障害者」、同条第4号に規定する「知的障害者」及び同法第69条に規定する「精神障害者」の数の占める割合が100分の20以上であること。
 - (エ) 団体に属する者のうち、旭川市内に居住する者の割合が60%以上であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのないこと。

(4) 法令違反等、ふさわしくない事実がないこと。

(5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

（認定の申請）

第3条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市障害者就業機会提供団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定及び審査結果の通知）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、施行規則第12条の2の12第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項に基づき認定の可否を決定したときは、旭川市障害者就業機会提供団体認定審査結果通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（認定団体の公表）

第5条 市長は、前条の規定により旭川市障害者就業機会提供団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）について、認定後速やかに旭川市障害者就業機会提供団体名簿（様式第3号）に登載するものとする。

（認定事項の変更）

第6条 認定団体が、認定事項に変更が生じたときは、速やかに旭川市障害者就業機会提供団体認定事項変更届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第7条 認定団体が、認定を辞退するときは、旭川市障害者就業機会提供団体認定辞退届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

2 認定団体は、第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、前項の規定に基づき、認定を辞退しなければならない。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

(4) 前条の規定により、認定団体から認定の辞退があったとき。

(5) その他事業者の認定にふさわしくないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、旭川市障害者就業機会提供団体認定取消通知書（様式第6号）により当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（報告）

第9条 認定団体は、市長に対し、認定日の属する年度を除き、毎年4月1日現在の団体に属する者の人数等の状況に関し、旭川市障害者就業機会提供団体状況報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 認定団体は、市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

（実態調査）

第10条 市長は、第2条の規定に該当することを確認するために必要と認めるときは、当該申請者を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

（その他）

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。